

# 特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会

## 知財翻訳検定試験規則

この規則は、特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第5条第4号の定めに基づく知財翻訳能力に関する検定（以下「知財翻訳検定」という。）試験の実施及び合格者の認定を行うために必要な事項について定める。

### 第1章 試験委員会

（試験委員会・任務及び委員）

- 第1条 本協会に知財翻訳試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。
2. 試験委員会は、本協会の理事会（以下「理事会」という。）の委嘱を受けてこの規則の定めるところに従い、知財翻訳検定試験の実施及び合格者の認定に関わる一切を行う。
  3. 試験委員会の委員（以下「試験委員」という。）は、試験問題の作成、並びに試験の採点及び評価を行う。
  4. 試験委員は、理事会の議決を経て本協会の理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

（構成等）

- 第2条 試験委員は、知的財産関係団体、特許事務所、翻訳会社、翻訳教育会社又は一般企業等からの推薦者とする。
2. 試験委員の数は、5名以上20名以内とする。
  3. 試験委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。
  4. 委員長は、理事会がこれを指名し、副委員長は、委員の互選とする。
  5. 委員長は、試験委員会を代表し、その業務を総理する。
  6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（任期等）

- 第3条 試験委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため又は増員により就任した試験委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

## 第2章 事務局

### (事務局等)

第4条 試験委員会の事務局は、本協会の事務局がこれに当たる。

2. 事務局に試験に関するウェブサイトを設ける。
3. 事務局は、試験の実施後、速やかにその結果を理事会に報告し、承認を受けなければならない。

### (情報管理)

第5条 事務局は、試験及び受験者に関する情報を最善の注意を持って管理しなければならない。

### (運営費用等)

第6条 試験に係る運営費用は、定款第39条に定める資産をもってこれに充てる。

2. 前項の試験に係る資産については、事務局がこれを管理する。

## 第3章 試験の内容および実施の要領

### (試験)

第7条 試験は、当面、和文英訳と英文和訳を対象語種とする。ただし、環境が整い次第、他の語種も対象語種とする。

2. 試験には、1級、2級および3級を設け、級別に試験を実施する。
3. 1級には、①知財法務実務、②機械工学、③電気・電子工学、④化学および⑤バイオテクノロジーの5部門を設け、部門ごとに試験を実施する。
4. 2級および3級については部門を設けない。
5. 前2項の各試験の出題及び回答提出は、インターネットを介し電子データに基づき行うことができる。

### (出題、採点及び講評)

第8条 試験問題の出題、採点および採点結果に基づく講評の作成は、本規則に付随する「級別知的財産翻訳検定試験出題および採点要領」に基づき、1級各部門、2級それぞれについて複数の試験委員が担当して行う。3級についての出題及び採点は事務局が担当することができる。

### (合否判定および認定)

第9条 1級各部門および2級についての合否の判定は、それぞれを担当する複数の試験委員の合議により、以下の基準に基づきこれを行う。

- (1) 1級・・・特許明細書翻訳者あるいは知財法務実務翻訳者として本協会が推薦できると認められる者。
- (2) 2級・・・技術分野に関わりなく特許明細書の翻訳について実務上必要な最低限の翻訳力があると認められる者。
- (3) 3級・・・特許英語について基礎知識が備わっていると認められる者。

2. 前項において複数の試験委員間で合否判定に関して著しい見解の相違がある場合には、他部門及び他級の試験委員を含めた試験委員会全体で審議し、合否を判定する。

3. 1級各部門の合格者については、本人確認のための面接を行う。

4. 前項の面接において本人確認ができた者、並びに2級および3級において合格と判定された者については、各当該級の合格者と認定する。

(結果の通知と公表)

第10条 試験結果は、合否に関わらず、受験者全員に郵送にて通知する。

2. 本協会は、試験終了後遅滞なくウェブサイト上に以下の情報を掲載し公開する。

- (1) 出題内容、標準解答および講評
- (2) 1級合格者に関する情報中、本人の同意が得られた項目
- (3) 1級合格者が作成した解答訳文（本人了解の場合のみ）

(合格認定証の発行)

第11条 1級各部門、2級および3級合格認定者に対しては、理事長名の合格認定証を発行する。

2. 合格認定証には、以下の事項を記載し、本協会印を押印する。

- (1) 発行年月日
- (2) 合格者の氏名
- (3) 試験実施年月日
- (4) 合格級（1級合格者にあっては合格した部門名）

(苦情及び異議申し立てへの対応)

第12条 知財翻訳検定試験の実施内容などについての苦情や異議申し立ての受け付けは、事務局がこれにあたる。

2. 事務局は、苦情や異議申し立てを受けた場合、遅滞なくその内容を試験委員会に報告しなければならない。

3. 試験委員会は、前項の報告を受けた場合、その内容を検討し、回答を作成する。

4. 事務局は、前項の試験委員会の回答が作成された場合、速やかに苦情や異議の申立人に回答を送付するなど必要な措置を講じなければならない。
5. 事務局は、必要に応じ、苦情や異議申し立ての内容および回答を協会のウェブサイトに掲載するとともに、その記録を作成し保管する。

(実施時期、試験案内及び受験申込受付)

- 第13条 試験は、原則として毎年2回以上、試験委員会が定めた時期に実施する。
2. 試験案内は、原則として試験実施の3月前までに一般の日刊紙、知財関係雑誌及び翻訳業界誌等、並びに第7条第2項に定めるウェブサイト等を通じて行う。
  3. 試験の受験資格については、年齢、性別および学歴等の制限を設けない。
  4. 受験申込受付は、インターネット経由で行う。

(受験料)

- 第14条 試験の受験料は、1級15,000円、2級10,000円、3級5,000円とする。
2. 納付された受験料は、本協会の責に帰する場合を除いて、返還しない。

## 第4章 その他

(報酬等)

- 第15条 試験委員は、報酬を受けることができる。
2. 前項の報酬の額は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(秘密の保持)

- 第16条 理事、監事及び試験委員、並びに事務局の職員は、試験に関し、受験者情報を含め、職務上知得した秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
2. 前項に違反した者は、損害賠償の責を負うものとする。

(細則)

- 第17条 この規則の施行に関する細則は、試験委員会でこれを別に定める。

(規則の変更)

- 第18条 この規則は、理事会の承認を経て、変更することができる。

附則

1. この規則は、定款の施行の日から施行する。
2. この規則は、理事会の承認の日をもって施行する。